

平成19年4月10日

国立大学法人東京外国語大学が締結する随意契約の公表に関する基準

国立大学法人東京外国語大学が締結した随意契約の公表に関する基準を次のとおり定める。

(公表の対象)

第1 国立大学法人東京外国語大学会計規程第42条第1項各号(第4号を除く。)の規定により締結された随意契約のうち支出の原因となる契約であって、予定価格が500万円(単価契約等にあたっては、年間支払見込額が500万円)を超えるものとする。

(公表の内容)

第2 公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 随意契約を締結した日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (4) 随意契約に係る契約金額(単価契約等にあたっては、年間支払見込額)
- (5) 随意契約によることとした理由
- (6) その他必要な事項

(公表の時期)

第3 随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に本学のホームページに掲載する。

(公表の期間)

第4 公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過するまで公表する。

附 則

この基準は、平成19年4月10日から施行し、平成19年4月1日以降の契約締結分から適用する。